

16企技第1127号
平成16年6月25日

部内各総括参事
各建設事務所長
各土木事務所長
各管理事務所長様

土木部長

手すり先行工法に関するガイドラインについて（通知）

このことについては、建設業における労働災害防止の観点から、下記のとおり「手すり先行工法に関するガイドライン」による足場の設置を実施することとしたので通知します。

記

1 適用

枠組足場を設置する場合は、別添1「手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省）」による足場の設置を標準とする。

ただし、軒の高さ10メートル未満の木造家屋低層住宅建築工事についても適用するものとする。

2 対象工事

平成16年7月1日以降起工決裁に係る全ての土木建築工事

3 設計書における取り扱い

(1) 枠組足場を設置する場合は、当初設計においては「枠組足場（手すり先行型）」にて設計計上する。

(2) 請負者には、別紙「特記仕様書例」により周知するものとする。

(3) 県内での手すり先行型足場の保有状況が少ないことから、当面、工事発注後、請負者からの協議において、請負者及びリース会社に在庫がない等の理由により、「手すり先行工法に関するガイドライン」による設置が不可能であると判断された場合は、「枠組足場」（従来型）に変更設計を行うものとする。

なお、特記仕様書においては足場のタイプのみを指定していることから、変更設計においては、条件変更が伴わない場合には数量の変更は行わないものとする。

特記仕様書作成例

【土木工事用】

枠組足場について

- (1) 枠組足場については、「手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省平成15年4月）」による設置を行うこと。
- (2) 請負者は、工事着手前に足場の種類及び設置方法等について、監督員と協議すること。
協議の結果、請負者及びリース会社の在庫がない等の理由により、「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置が不可能となった場合は設計変更の対象とする。
- (3) ガイドラインについては下記より入手できます。

<http://www.jaish.gr.jp/horei/hor1-44/hor1-44-7-1-2.html>

【建築工事用】

(建築工事用特記仕様書例)

2. 建築 工事	22 その 他	2.県産材・地域材の活用 (省略)
2 仮設 工事	8. 枠組足場	<p><u>枠組足場については、「手すり先行工法に関するガイドライン(厚生労働省平成15年4月)」による設置を行うこと。</u></p> <p><u>請負者は、工事着手前に足場の種類及び設置方法等について、監督員と協議すること。協議の結果、「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の使用が不可能となった場合は設計変更の対象とする。</u></p> <p>ガイドラインについては下記より入手できます。 http://www.jaish.gr.jp/horei/hor1-44/hor1-44-7-1-2.html</p>